

必ずチェック最低賃金!

使用者も

労働者も

宮城県の最低賃金



中小企業事業主の皆様、ご存じですか？

業務改善助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。ぜひ、ご検討ください。

27年度の申請はお早めに！
28年度の実施は未定です。

桜の釜房湖と蔵王 写真提供：宮城県観光課

宮城県最低賃金

平成27年10月3日発効

時間
額

726円

宮城県特定最低賃金

鉄 鋼 業

平成27年
12月13日発効

時間
額

827円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

平成27年
12月18日発効

時間
額

783円

自動車小売業

平成27年
12月25日発効

時間
額

795円

宮城労働局労働基準部賃金室 TEL 022-299-8841

仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075

石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365

古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154

瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131

宮 城 労 働 局

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

宮城県の最低賃金 詳細

宮城県最低賃金

時間額

726円

効力発生日
27.10.3

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金		適用除外労働者	効力発生日
業種は日本標準産業分類による。		(この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	
鉄 鋼 業 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業〔鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く〕、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）	時間額 827円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	27.12.13
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	時間額 783円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	27.12.18
自動車小売業 自動車小売業（二輪自動車小売業〔原動機付自転車を含む〕を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	時間額 795円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	27.12.25

注 1 下線部分が、平成27年度の改正箇所です。

注 2 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等 (5)時間外・休日・深夜手当

注 3 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

最低賃金の解説

実際の賃金が宮城県の最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、次の方法と比較します。

- ① 時間給の場合** …… 宮城県の最低賃金とそのまま比較します。
- ② 日給の場合** …… 日給を1日の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数で除します。）。
- ③ 月給の場合** …… 月給を1か月の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数で除します。）。

(例)

宮城県最低賃金（時間額726円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給125,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数258日とします。

$$\frac{\text{月給 } 125,000\text{円} \times 12\text{か月}}{8\text{時間} \times \text{年間所定労働日数 } 258\text{日}} \div 726.7\text{円} \geq 726\text{円}$$

この場合は最低賃金額以上になっています。

最低賃金額との比較

を せ る へ に ち せ る あ た り へ に せ る う に せ る



仕事は同じで
賃金が違うって
おかしくない
!?

ある大手ハンバーガーチェーン店の話

全国どこのお店でもハンバーガーの値段はいっしょです。でも働いている人の賃金は場所によって差があります。おかしいと思いませんか？

東京都のH子さんの場合



時給

907円

1日4時間

1ヶ月20日

72,560円



宮城県のY男さんの場合

時給

726円

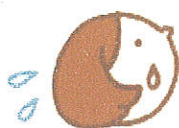
1日4時間

1ヶ月20日

58,080円



1ヶ月で
14,480円も
ちがって
しまう～



「日本」

って「先進国」のはず!?
賃金だけがおくらしているって
はずかしい!!

先進国の賃金は
時給 **1,000円以上**
月額 **20万円弱です!**



726円では1日8時間月20日働いても、給料は税金・保険料を引くと10万円位にしかありません。



最低賃金引き上げには
中小企業に手厚い支援が必要です

アメリカやフランスでは、大胆な中小企業支援を行なって、最低賃金を引き上げています。日本でも政府が力を発揮して、中小企業の支援策を強化すれば、最低賃金を引き上げ雇用を守ることができます。

フランス 2兆2800億円

2003年
～2005年

アメリカ 2007年
8800億円 ～2011年

日本 111.7億円 2011年
～2013年

2020年には政労使が合意して全国平均1,000円と決まっています。

早期実現を求めましょう